休業保障制度の「加入手続き受付」再開
実現を目指し対策が進んでいます

２００６年の改定保険業法施行により、「新規・増口の加入受付を停止」している保険医休業保障共済制度は、昨年５月施行の保険業法再改定により、行政庁の認可を受ければ、加入を含めた制度の継続が可能となりました。これを受けて金融庁と交渉を続けてきましたが、制度の一部を見直し、休業保障を運営する社団法人を設立することで、認可が受けられる見通しが立ってきました。

今年１月28―29日に開催された保団連第44回定期大会では、第一段階である予備審査をうける方針が承認され、現在、その準備をしています。

認可を受ける制度の概要

掛金額

一口あたりの掛金額、掛金が加齢によって上がらない仕組みは変更しません。

傷病給付

傷病による休業に対しての給付金（以下、傷病給付金）額は、変更しません。

中途脱退給付金の削減規定の廃止

中途脱退給付金について、過去に受けた傷病給付金総額の１／２を中途脱退給付金から削減するという規定でしたが、これを廃止し、認可後は中途脱退給付金を削減しません。（認可以前に受給した傷病給付金額の１／２削減については移行時に中途脱退給付金の額の範囲内で調整します）。

満期祝金の廃止

８月１日現在の年齢が満70歳以上（かつ加入10年以上）で生存脱退される際に給付できるものを「満期祝金」としていましたが、認可後は廃止します。これは将来の傷病給付金責任準備金を確保するための見直しであり、満期祝金部分の掛金については、認可後から傷病掛金に充当します。

既加入者の皆様へ

満期祝金廃止に伴う移行（代償）措置について

移行措置として、既加入者には、年齢、加入期間を問わず、認可日前までの加入期間に応じ、現在の「満期祝金給付額表」に準じた額を確保し、中途脱退給付金とあわせて、認可後の脱退時にお支払いします。

早期に新規加入受付が開始できるよう、検討や対応を進めています。引き続きのご協力をお願いいたします。

保険医年金制度のご案内

保険医協会・保険医会の会員、加入者の皆様におかれましては、保険医年金をはじめ保団連共済制度のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

保険医年金は、会員の老後保障の充実を目的に1968年に創設され、加入者の皆様の大切な老後生活のための貴重な財産を守るべく、生命保険会社の拠出型企業年金保険で運用し、健全運営に努めてきました。今日では積立金総額1兆1千億円を超える日本有数の私的年金に発展しています。

昨年保団連では、制度の更なる健全運営のため、日本生命と太陽生命、第一生命を受託会社に加え、安定した経営と運用実績のある生保会社7社による受託体制となりました。

また、受託会社の拡大と合わせて受託割合を見直し、保険医年金の予定利率（加重平均予定利率）は1.258％となりました。低金利環境が続く中で、さらなるリスク分散をはかると同時に、予定利率を従来よりも0.002ポイント増加させました。

各保険医協会・保険医会では、4月から保険医年金の申し込み受付が開始となります。より多くの先生方の加入をお願いいたします。

加入申込受付期間
4月▶6月

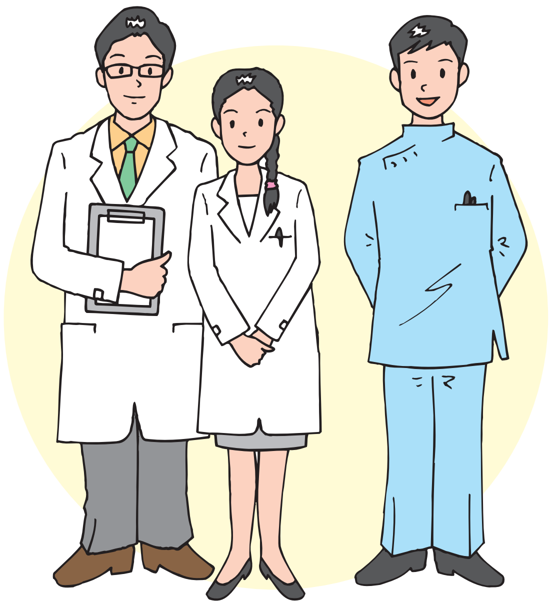

予定利率 1.258％

①保険医年金の予定利率は最低保証利率です。
②**昨年度は予定利率を上回る配当があり、予定利率と合わせて1.299％となりました。**これは昨年度の配当実績であり、将来の配当を約束するものではありません。
③予定利率は、生命保険会社７社の引受割合（2011年9月1日現在）による加重平均予定利率となっているため、引受割合等によって変動する場合があります。下記の「保険医年金制度の内容」の「3.掛金」の項を合わせてご覧下さい。

委託会社	引受割合
三井生命（幹事）	34.19％
明治安田生命	32.91％
富国生命	14.90％
日本生命（新規）	10.00％
太陽生命（新規）	5.00％
第一生命（新規）	2.00％
ソニー生命	1.00％

（2011年9月1日現在）

保険医年金制度の内容

1 加入資格

満74歳までの保険医協会・保険医会会員で、掛金を銀行の本人（個人）口座から引落しできる方（未入会の方は、加入申込み時に入会の手続きをお願いします）。**増口の場合は満79歳まで。**

2 加入方法

新しく加入される場合、また、加入口数、積立金を増やしたい場合は、加入申込受付期間中に保険医協会・保険医会、または訪問した共済制度担当者にお申付け下さい。

（加入申込書等に記載された個人情報は、本制度の運営・管理並びに本制度に付随する業務のために使用します。また、同目的のため保険契約を締結する引受生命保険会社に提供します。）

3 掛金（「月払」）

一口につき月額1万円、一人通算30口まで加入・増口できます。
（掛金の中には、生保委託手数料等が含まれています。予定利率はこれらを控除した純保険料に適用されます。）

4 掛金一時払制度

保険医年金の「月払」に加入されている方、今回「月払」を申し込まれた方は、**一口50万円で、一回に最高2,000万円の積み増しができる**掛金一時払制度がご利用できます。

「月払」を全口解約すると掛金一時払制度も解約となります。

5 年金受給時掛金一括払制度

年金受給開始時に年金額を増額されたい方に、**年金受給開始時に一口100万円で、最高2,000万円の積み増しができる**掛金一括払制度も、併せてご用意しております。

（但し、積立金が2,000万円に満たないときは、積立金相当額が積み増しの上限となります。）

6 掛金払込中断制度

将来事情により掛金の払い込みが一時的に困難となったときは、掛金払込中断制度が利用できます。

7 給付金

1. 年金としての受け取り

加入期間が5年以上経過していれば、加入者のライフプランに合わせて、ご希望のときから「年金」としてお受け取りいただけます。但し、年金月額が10,000円未満の場合は一時金のお取扱いとなります。

年金は、年金受給請求時に定額型確定年金（10年、15年）と逓増型確定年金（15年、20年）の4種類から選択できます。

2. 一時金としての受け取り

ご希望によりいつでも積立金を一時金として受け取ることができます。

（現在は、「月払」は3年10ヵ月、「掛金一時払制度」では1年10ヵ月の間、積立金が掛金額を下回ります。）

8 その他

保険医年金は、拠出型企業年金保険で運営されており、受託会社が予定利率（最低保証利率）を設定しています。運用状況が良い場合は、予定利率に上乗せ配当されることがあります。

保険医年金は預金のペイオフとは無関係です（この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています）。長期に上手にご利用されることをおすすめします。

★資料請求・お問い合わせは最寄りの保険医協会・保険医会までご連絡下さい。

●ここでご案内しました内容は、制度の概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件等の詳細については、パンフレット、加入申込書の「お申し込みの前に必ずお読みください」や同申込書裏面の規程等を必ずご確認ください。